

正誤表

「令和3年 教職員の退職前後の手続きガイドブック（文部科学省関係機関職員向け）」

当財団発行のガイドブックの記載に誤りがございました。読者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。ここにお詫びして訂正させていただきます。

■ 19ページ：②退職手当にかかる税金の納付 ⑦源泉徴収

誤	<p>退職手当の支払いを受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職手当の支払者に提出しておけば、源泉徴収だけで所得税および復興特別所得税の課税関係が終了（分離課税）します<u>ので、原則として確定申告をする必要はありません。</u></p> <p>「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない人は、退職手当の収入金額から一律 20.42%の所得税および復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で還付を受けなければならないことになります。</p> <p><u>確定申告をした方が有利となるケースもありますので</u>専門家に相談してみましよう。</p>
正	<p>退職手当の支払いを受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職手当の支払者に提出しておけば、源泉徴収だけで所得税および復興特別所得税の課税関係が終了（分離課税）します<u>。</u></p> <p>「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない人は、退職手当の収入金額から一律 20.42%の所得税および復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で還付を受けなければならないことになります。</p> <p><u>なお、退職所得のある人が確定申告をする場合には、退職所得も含めて申告をしなければなりません。税の</u>専門家に相談してみましよう。</p>

(2021/12/15)

以上